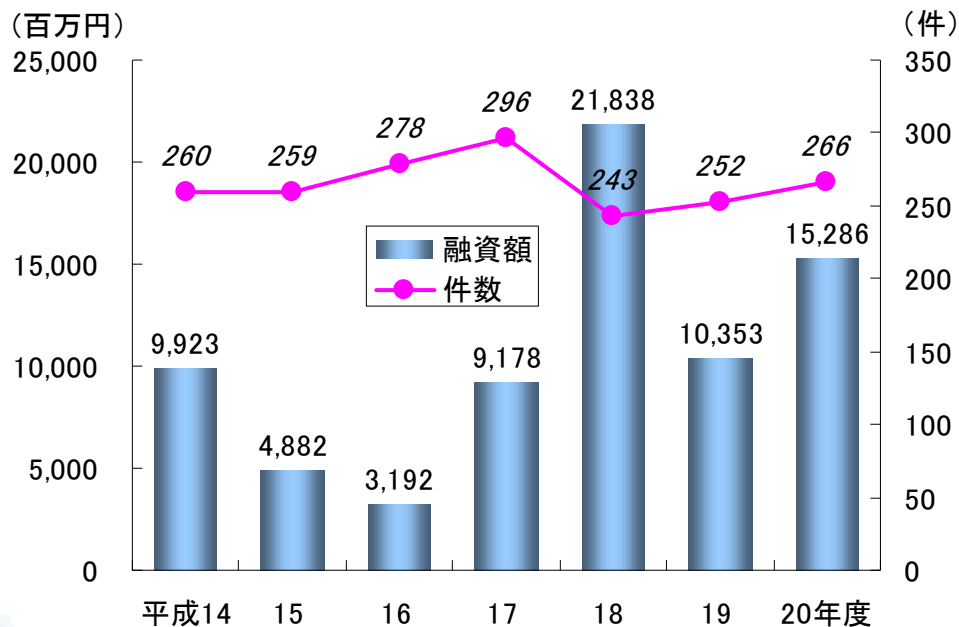


主な産業振興支援の実績①

質の高い観光・リゾート地の形成

■観光振興地域制度などに対応した貸付制度(独自融資制度)を整備し、宿泊施設、ショッピング施設、レクリエーション施設などの観光振興に不可欠な事業・施設等に対し、安定的な長期資金を供給

■平成14~20年度の融資実績は、1,854件・約747億円



ホテル建設



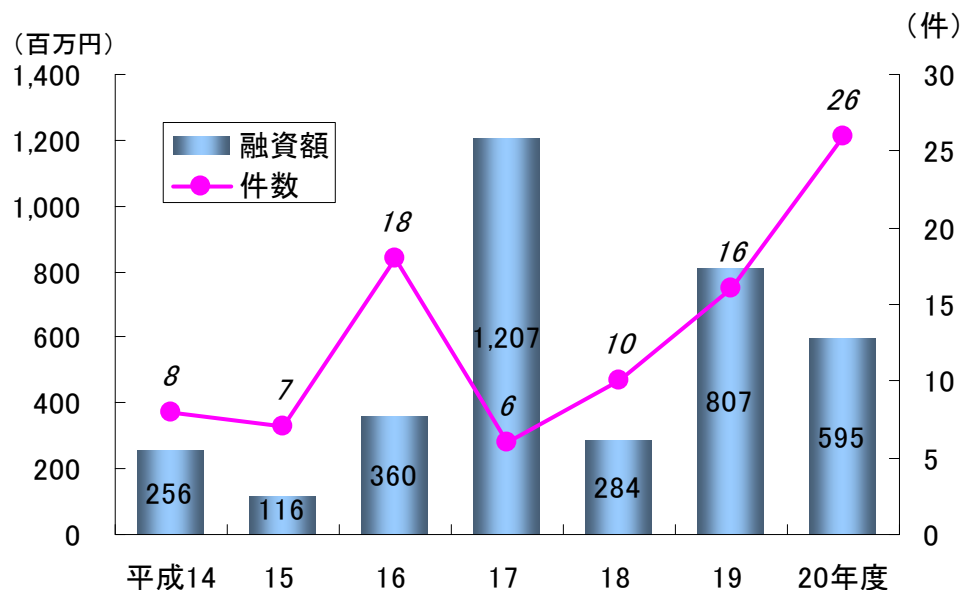
沖縄都市モノレール

上記のほか、沖縄都市モノレール、空港旅客ターミナル、離島航路等への出融資を通じ、観光振興に欠かせない交通基盤を整備

情報通信産業の集積

■情報通信関連事業者向けの貸付制度(独自融資制度)を創設し、企業の立地促進など、沖縄振興策における戦略的な産業に振興に対応

■平成14~20年度の融資実績は、91件・約36億円



平成21年4月に沖縄IT津梁パークの開所を踏まえ、情報通信関連業の集積事業を行う者を対象とした貸付制度を創設

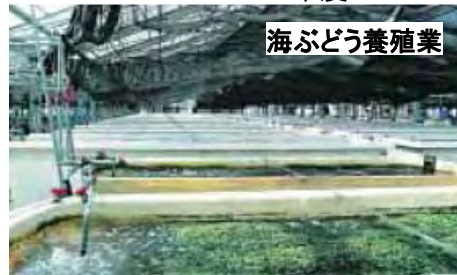
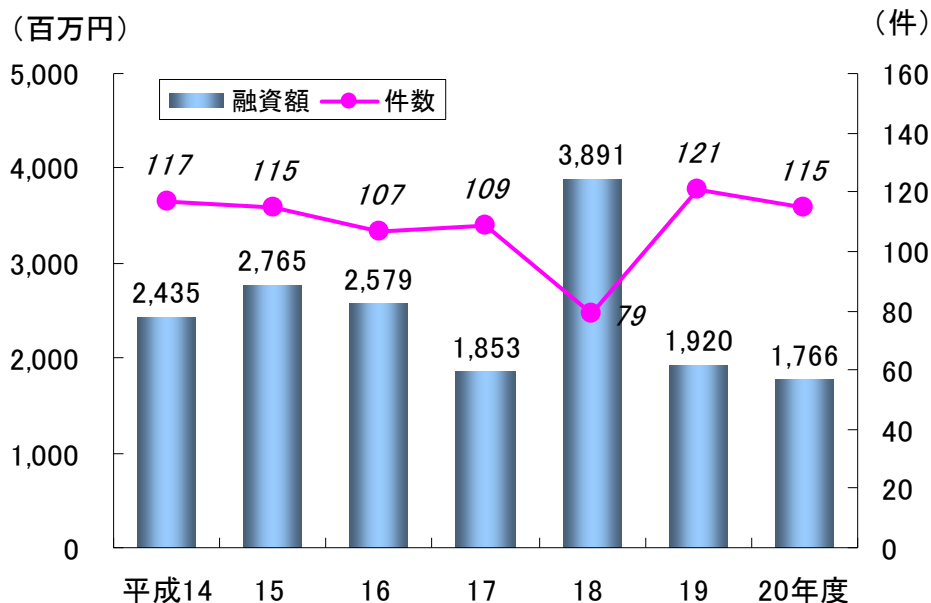
沖縄IT津梁パーク中核施設A棟

(提供:沖縄県)

主な産業振興支援の実績②

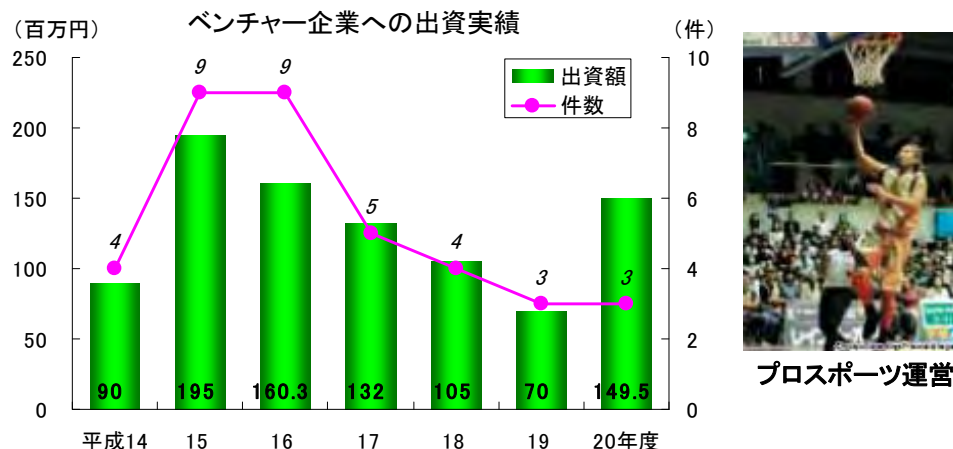
亜熱帯性気候等の地域特性を生かした農林水産業の振興

- 長期・低利の資金供給を通じ、地域特性・独創性を発揮する農林水産事業者の生産体制の強化や効率化を支援
- 平成14～20年度の融資実績は、763件・約172億円

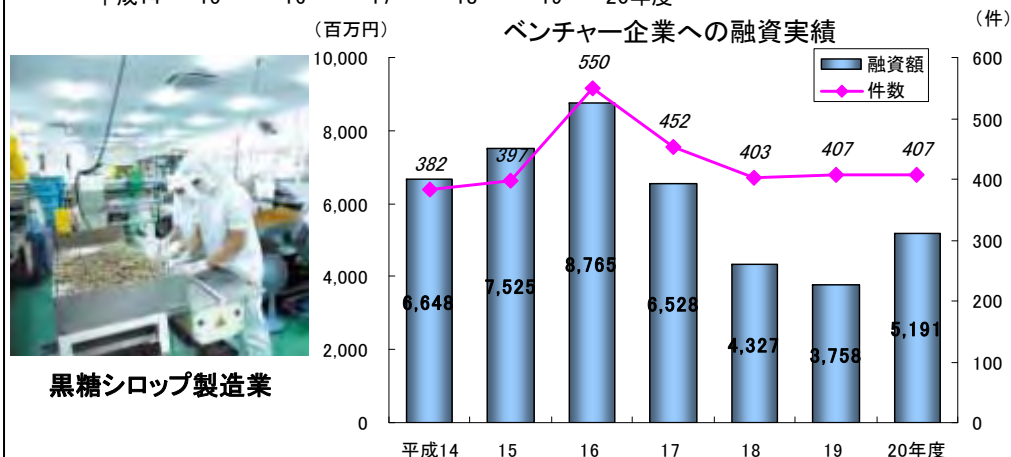


創造性に満ちた新規企業及び新規事業の創出

- 出融資及び事業展開における助言などにより、新規事業の創出促進、雇用の創造を積極的に支援
- 平成14～20年度のベンチャー企業への出資は、37件・約9億円
- 平成14～20年度のベンチャー企業への融資実績は、2,998件・約427億円



プロスポーツ運営

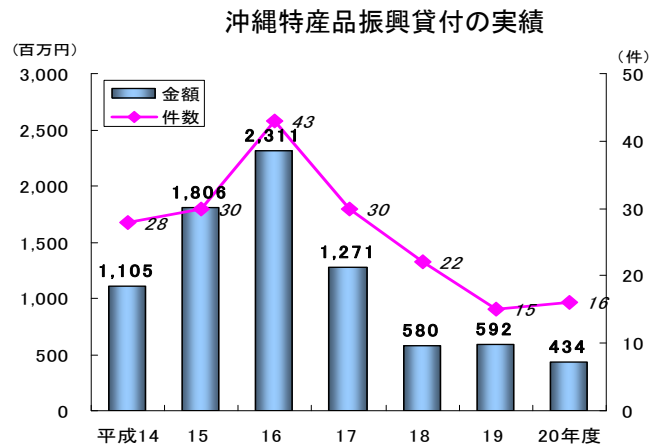
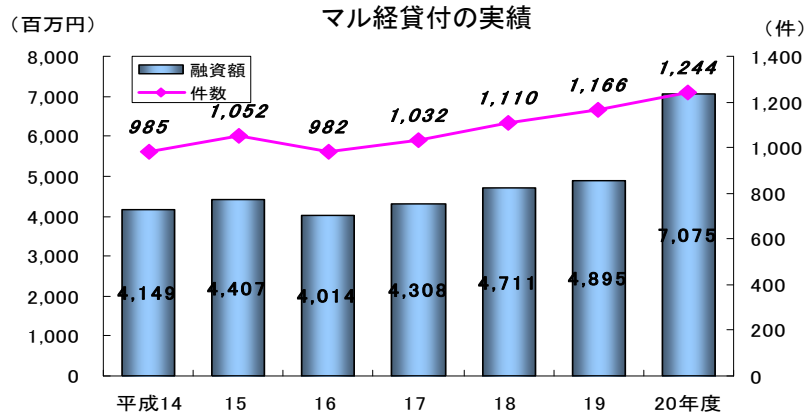


黒糖シロップ製造業

主な産業振興支援の実績③

中小企業の振興

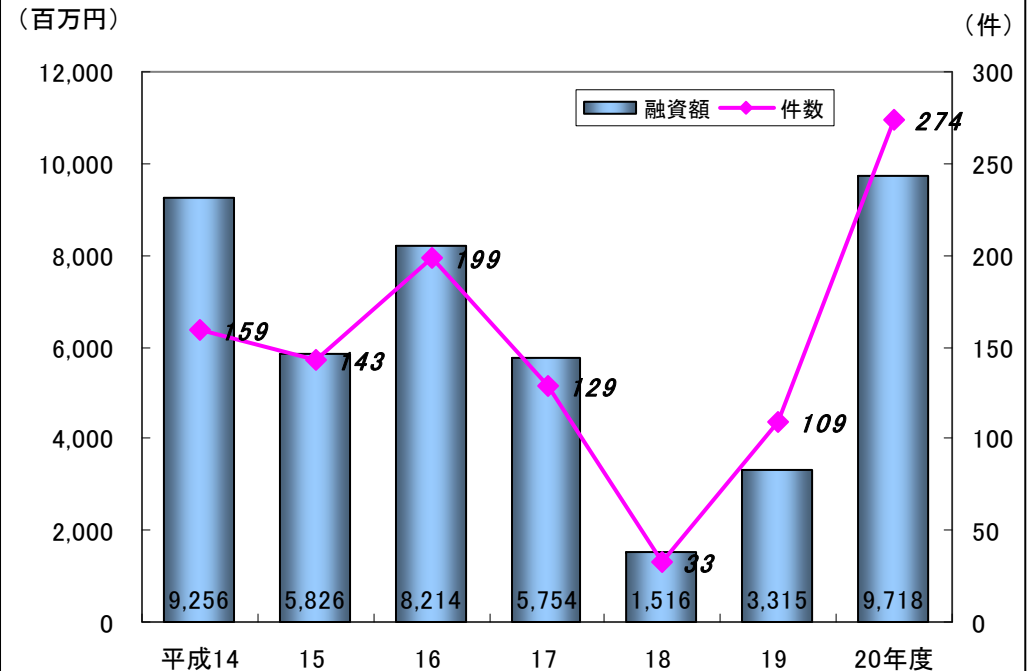
- 商工会・商工会議所と連携を図り、中小企業の経営改善を促進するマル経貸付や、地域産業の振興と企業立地の促進に対応し、多様な融資制度による資金供給を実施
- 平成14～20年度のマル経貸付の融資実績は、7,571件・約336億円、沖縄特産品振興貸付の融資実績は、184件・約81億円



三線製造・販売

セーフティネット機能の発揮

- 景気変動や社会的・経済的環境の変化に対応し、企業の資金繰り支援や倒産防止に対応
- 平成14～20年度の融資実績は、1,046件・約436億円



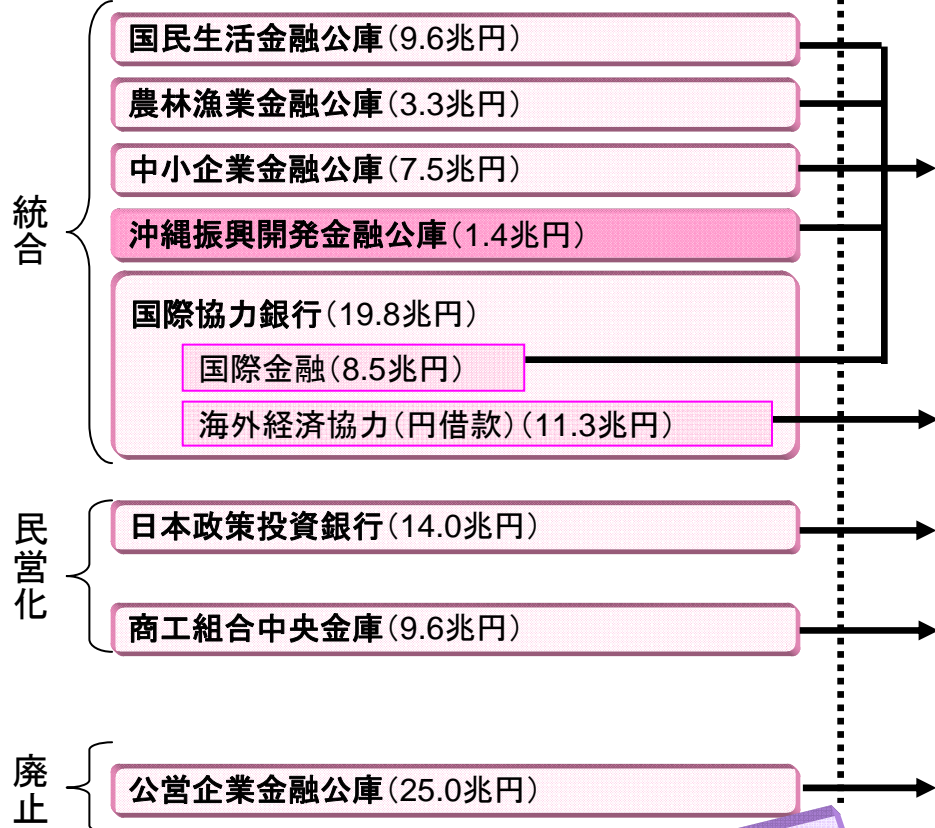
上記のほか、平成21年4月に国際的な金融秩序の混乱に伴う景況悪化により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来たしている中堅企業等向けの支援のため、「沖縄経済・金融環境変化対応緊急特別貸付制度」を創設

政策金融改革における組織の改編

- ・ 政策金融は、金融的手法によって一定の政策目的を達成する政策実現手段であり、民間金融機関のみでは適切な対応が困難な分野に対して資金供給を行っている。
- ・ 政策金融改革は、資金の流れを「官から民へ」改革し、経済全体の活性化につなげていくため、「民間にできることは民間に」委ねるとの観点から見直しを行ったものである。

平成20年9月まで

○ 8機関の貸付残高合計90.2兆円
※数字は平成16年度末の貸付残高



新体制(平成20年10月以降)

○ 平成20年度末における政策金融の貸付残高のGDP比を平成16年度末に比べて半減

株式会社日本政策金融公庫

- ・ 政策金融の的確な実施と効率的な事業運営の両立
 - ・ 明確な経営責任と透明性の確保
 - ・ 統合効果の発揮と利用者の利便性の向上
 - ・ 民間補完に徹しながら業務の必要性を不断に見直し
- (注) 沖縄振興開発金融公庫は平成24年度以降に統合

独立行政法人国際協力機構(JICA)に統合

株式会社日本政策投資銀行 (特殊会社化)

株式会社商工組合中央金庫 (特殊会社化)

完全民営化
(政府保有株式の全数処分)

完全民営化
(政府保有株式の全数処分)

(新組織)

廃止 地方公共団体金融機構

・ 平成24年4月からおおむね5年後から7年後を目途に政府出資の全部を処分
(ただし、平成23年度末までに、それまでの取り組みを踏まえ、必要な検討や措置を行う。)

・ 設立根拠法廃止等の法的措置

政策金融改革関連法案を平成19年通常国会に提出し、成立
(注) 海外経済協力(円借款)については、改正JICA法案を平成18年臨時国会に提出し、成立

- ・ 地方公共団体は共同して資金調達のための新組織(地方公営企業等金融機構)を自ら設立。
- ・ 新組織は、公営企業金融公庫の権利及び義務を承継。
- ・ 国は新たな出資・保証等の関与を行わない。
- ・ 平成21年6月から一般会計向け貸出を業務追加。名称を地方公共団体金融機構に変更。

政策金融改革における沖縄公庫の取扱い

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）抄

（沖縄振興開発金融公庫の在り方）

第11条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に係る同条第3項に規定する平成14年度を初年度とする10箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。

2 沖縄振興開発金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、平成20年度において、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に存続させる必要があるものを除き、日本政策投資銀行の業務に相当する業務は廃止し、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の業務に相当する業務については第8条第2項ただし書、第9条第2項ただし書及び前条第2項ただし書の規定に準じた措置を講ずるものとする。

3 第1項の統合に当たっては、沖縄県の区域を管轄する新政策金融機関の事務所が、沖縄の振興に関する施策に金融上の寄与をするため、前項本文の業務を自立的かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。